別記様式

表

12センチメートル

第　　号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第44条第2項又は第3項の規定による立入検査等を行う職員の身分証明書

職名

氏名

年　月　日生

年　月　日発行

総務大臣　　印

写真
（縦4.5cm、横3.5cm）

8センチメートル

裏

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律抜粋

（立入検査等）

第四十四条　（略）

2　経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、その職員に、第一種特定化学物質等取扱事業者又は許可製造業者若しくは許可輸入者、第三十五条第一項の規定による届出をした者の事業所その他の物件を検査させ、関係帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

3　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第三十四条に規定する者の事業所その他の事業所に立ち入り、関係者に質問させ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

4　前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5～8　（略）

9　第一項から第三項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六十条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第四十四条第一項から第三項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第六十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一・二　（略）

三　第五十八条第三号、第五十九条又は前条　各本条の罰金刑

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○総務省令第三十号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）の一部の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の三の項、別表第二の十一の項、別表第三の二十八の項、別表第四の十の項及び別表第五第三十三号の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第1条第十一項第二号中「第三十二条の四において準用する場合を含む。）」を「第三十二条の四及び第五十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三項」に改め、同項第四号中「又は第五十条の二第一項」を「、第五十条の二第一項、第五十七条の十三第一項又は第五十七条の十四」に改め、同項中第三十一号を第三十九号とし、第三十号を第三十八号とし、第二十九号を第三十三号とし、同号の次に次の四号を加える。

三十四　金融商品取引法第百五十六条の二十の二の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三十五　金融商品取引法第百五十六条の二十の十一の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三十六　金融商品取引法第百五十六条の二十の十六第一項の認可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三十七　金融商品取引法第百五十六条の二十の二十一第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

第1条第十一項第二十八号の次に次の四号を加える。

二十九　金融商品取引法第百五十六条の五の三第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三十　金融商品取引法第百五十六条の五の五第一項の認可の申請の受理、その申請に対する応答

三十一　金融商品取引法第百五十六条の五の五第三項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三十二　金融商品取引法第百五十六条の五の五第四項ただし書の認可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

第2条に次の一項を加える。

11　法別表第二の十一の項の総務省令で定める事務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

第3条に次の一項を加える。

28　法別表第三の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十条の二第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

第4条に次の一項を加える。

10　法別表第四の十の項の総務省令で定める事務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

第5条に次の一項を加える。

33　法別表第五第三十三号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答